

# 東御市の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 30,936	千円 16,565,877	千円 475,129	千円 1,994,762	% 12.0%	% 9.9

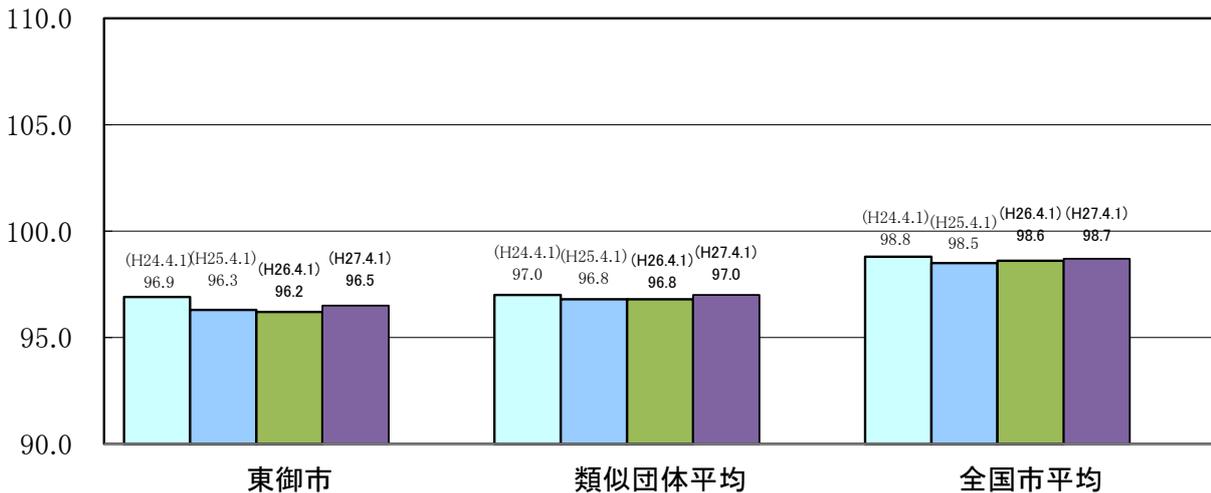
(注) 1 人件費は、議員報酬、委員等報酬、特別職の給与及び一般職職員の給与を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 244	千円 808,112	千円 123,111	千円 312,191	千円 1,243,414	千円 5,096	千円 5,737

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

東御市では人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、長野県に準じて改定をおこなっています。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイクス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】

一般職給料の給料表について、県の見直し内容を踏まえ、平均0.49%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施  
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

東御市においては、地域手当の支給はありません。

③その他の見直し内容

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
東御市	41.3 歳	308,456 円	353,477 円	334,898 円
長野県	45.5 歳	340,213 円	407,228 円	375,427 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.8 歳	322,071 円	377,770 円	346,741 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
東御市	47.1 歳	8 人	264,363 円	272,463 円	272,473 円	—	—	—	—
うち庁務士	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
うち学校給食員	46.5 歳	6 人	264,500 円	273,000 円	272,483 円	調理士	44.5 歳	255,300 円	1.07
長野県	57.4 歳	20 人	280,551 円	303,410 円	293,443 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.2 歳	19 人	308,367 円	332,564 円	320,380 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東御市	—	—	—
うち庁務士	— 千円	— 千円	—
うち学校給食員	4,302.5 千円	3,364.0 千円	1.28

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成24年度から平成26年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		東御市	長野県	国
一般行政職	大 学 卒	176,400 円	183,100 円	174,200 円
	高 校 卒	143,900 円	148,400 円	142,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

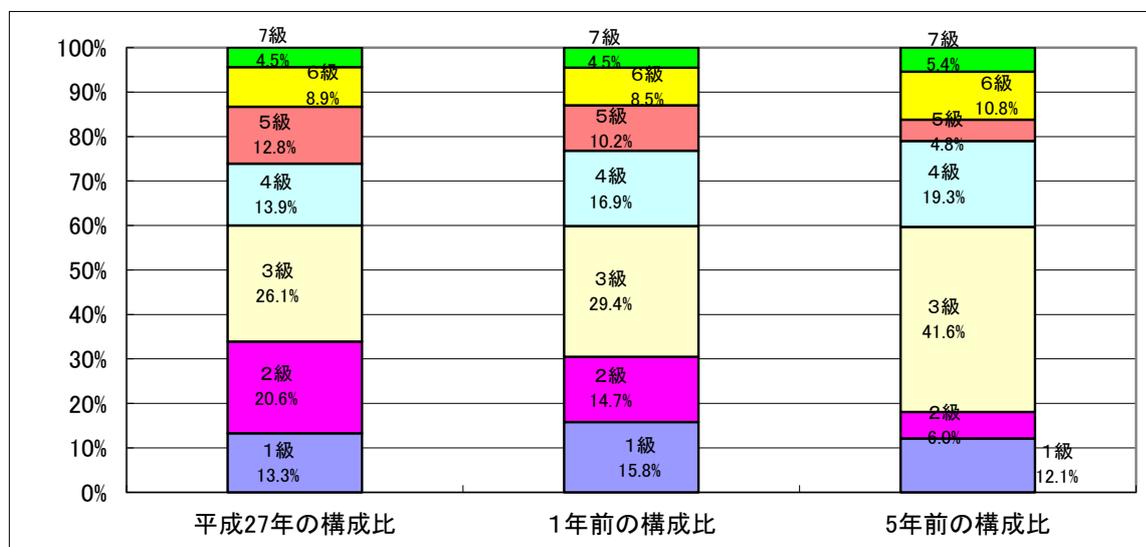
区 分		経験年数10年 (10年以上15年未満)	経験年数15年 (15年以上20年未満)	経験年数20年 (20年以上25年未満)
一般行政職	大 学 卒	275,200 円	318,400 円	353,800 円
	高 校 卒	216,600 円	273,400 円	312,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長/参事	8 人	4.4 %
6 級	課長/副参事	16 人	8.9 %
5 級	課長補佐/主幹	23 人	12.8 %
4 級	係長/副主幹	25 人	13.9 %
3 級	主査	47 人	26.1 %
2 級	主任	37 人	20.6 %
1 級	主事/技師	24 人	13.3 %

- (注) 1 東御市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条第1項の規定により12月2日から翌年の12月1日までを勤務評定対象期間とし、勤務評定を行います。職員の勤務実績等を評定要素ごとに判断し、総合評点を7段階の評定区分に区分します。評定区分をさらに、勤務成績による5段階の基準に区分しています。区分された段階に応じた号俸数で昇給します。この場合勤務成績が良好でない職員で、任命権者が昇給させることが相当でないとするものは昇給しません。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東御市(一般行政職)	長野県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,378 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,643 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.70 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条第1項の規定により12月2日から翌年の12月1日までを勤務評定対象期間とし、勤務評定を行います。職員の勤務実績等を評定要素ごとに判断し、総合評定点を算出、7段階の評定区分に置き換えます。この評定区分により、勤勉手当の成績率が決定されます。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

東御市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	1,104 千円	20,589 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

※ 東御市では地域手当の支給(制度)はありません。

(4) 特殊勤務手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)				568 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)				43,692 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)				5.3 %
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
犬猫等死体処理事業手当	従事職員	手当名称のとおり	1回	1,200円
野犬等処理事業手当	従事職員	手当名称のとおり	1回	390円
滞納整理手当	市税吏員及び従事職員	手当名称のとおり	1回	550円
じん芥処理事業手当	従事職員	手当名称のとおり	1ヶ月	6,600円
ポイラー従事手当	従事職員	手当名称のとおり	1日	170円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	51,908	千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	213	千円
支給実績（25年度決算）	54,000	千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	223	千円

（注）職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者月額13,000円・配偶者以外の扶養親族6,500円・配偶者のいない場合の1人目月額11,000円・高校生、大学生等の扶養親族には5,000円追加	同		26,540 千円	245,741 円
住居手当	借家・貸間居住者・23,000以下の場合 月額家賃-12,000円・23,000円以上の場合（月額家賃-23,000）×1/2+11,000円（27,000円限度）	同		8,701 千円	241,694 円
通勤手当	①交通機関利用者55,000円まで全額支給 ②交通用具利用者 2K以上に支給2,000円～20,900円	異	距離区分の相違	10,738 千円	53,690 円
管理職手当	・部長級職員 59,800 円 ・課長級職員 34,100円	異	支給単価の相違	10,759 千円	489,045 円

## 5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	838,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,010,000 円/ 440,000 円	
	副 市 長	( 683,000 円 )	800,000 円/ 552,000 円	
報 酬	議 長	356,000 円	528,000 円/ 304,000 円	
	副 議 長	( 298,000 円 )	450,000 円/ 264,000 円	
	議 員	( 273,000 円 )	420,000 円/ 249,000 円	
期 末 手 当	市 長	(27年度支給割合)		
	副 市 長	3.15 月分		
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)		
	副 議 長	3.15 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×勤続月数×44/100	17,698,560 円	任期毎
備 考	市 長	給料月額×勤続月数×26/100	8,523,840 円	任期毎
	副 市 長			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 3 平成24年4月25日からの任期にかかる分の市長への退職手当は規定の50/100の支給です。  
 4 平成24年5月19日からの任期にかかる分の副市長への退職手当は規定の50/100の支給です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

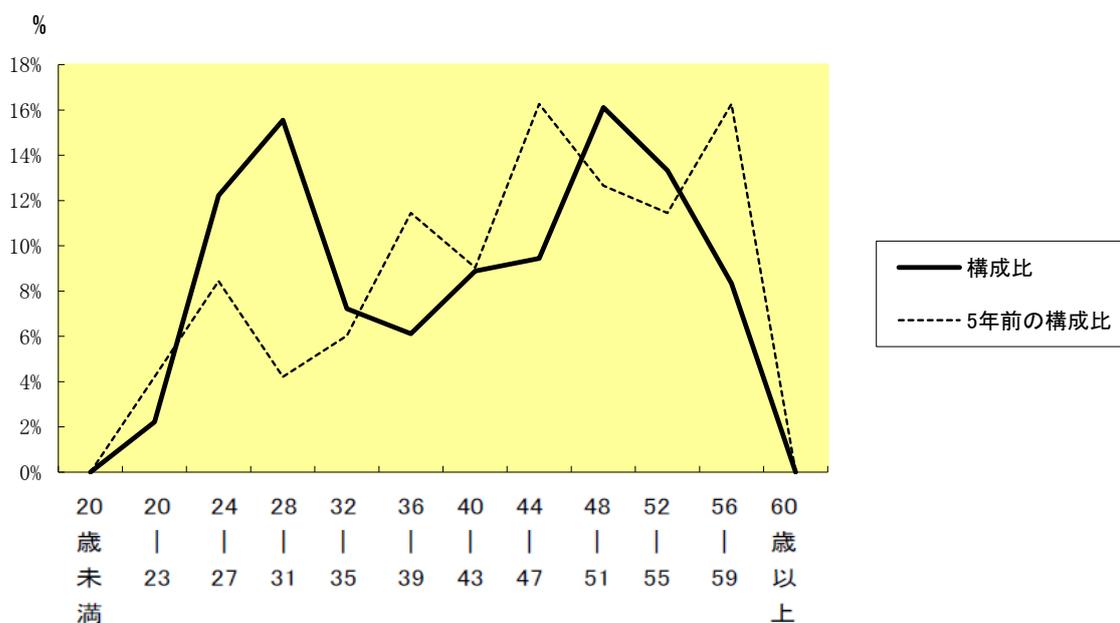
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
部 門		平成26年	平成27年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	組織改正に伴う人員増
		総務	55	57	2	
		税務	15	15	0	
		民生	77	77	0	業務内容の充実による増
		衛生	23	24	1	
		農水	17	17	0	
		商工	9	9	0	組織改正に伴う人員増
土木	17	18	1			
計		215	219	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 69.27 人)	
	教育部門	30	29	-1	法令等の改正による人員減(教育長の減)	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	245	248	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.16 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 91.01 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	96	92	-4	医療職退職に伴う不補充による人員の減	
	水道	6	4	-2		
	下水道	9	9	0		
	その他	11	11	0		
	小 計	122	116	-6		
合 計		367	364	-3	<参考> 人口1万人当たり職員数 117.66 人	
		[ 370 ]	[ 370 ]	[ ]		

- (注) 1 平成26年度については教育部門に教育長含み、平成27年度においては教育部門に教育長を含まない。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 一般行政職の年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	4人	22人	28人	13人	11人	16人	17人	29人	24人	15人		180人

(3) 職員数の推移

区分 部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)	
	一般行政	206	211	212	217	215	219	13
教育	30	27	27	26	30	29	△ 1	( 96.7 % )
消防	0	0	0	0	0	0	0	( 0.0 % )
普通会計	236	238	239	243	245	248	12	( 105.1 % )
公営企業等会計	102	107	113	119	122	116	14	( 113.7 % )
総合計	338	345	352	362	367	364	26	( 107.7 % )

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数